



# 鳥取県公報

平成 23 年 2 月 25 日 (金)  
号外第 14 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 屋外広告物に係る禁止地域等の指定の一部改正 (99) (景観まちづくり課) . . . . . 2
- ◇ 調達公告 一般競争入札の実施 (集中業務課) . . . . . 3

# 告 示

**鳥取県告示第99号**

平成元年鳥取県告示第685号（屋外広告物に係る禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成23年2月27日から施行する。

平成23年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																				
<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>（1） 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域（倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路線名</th> <th style="width: 80%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">一般国道9号</td> <td style="vertical-align: top;">鳥取市気高町八束水字鶴木谷755－1地先から同市青谷町字阿がき295－1地先を経て東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821－1地先まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字二ノ御建山下1953－8地先から同郡北栄町東園字沖稲場763－1地先まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚1554地先から西伯郡大山町八重字萱尾781－2地先まで</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間	略		一般国道9号	鳥取市気高町八束水字鶴木谷755－1地先から同市青谷町字阿がき295－1地先を経て東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821－1地先まで		東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字二ノ御建山下1953－8地先から同郡北栄町東園字沖稲場763－1地先まで		東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚1554地先から西伯郡大山町八重字萱尾781－2地先まで	<p>鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限する地域又は場所を次のとおり指定し、平成元年7月1日から施行するので、条例第7条の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課、東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局並びに八頭総合事務所及び日野総合事務所の県土整備局において公衆の縦覧に供する。</p> <p>1 略</p> <p>2 条例第2条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>（1） 次に掲げる道路の両側500メートル以内の地域（倉吉市の区域を除く。）で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路線名</th> <th style="width: 80%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">一般国道9号</td> <td style="vertical-align: top;">東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字二ノ御建山下1953－8地先から同郡北栄町東園字沖稲場763－1地先まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">西伯郡大山町名和字西菖蒲谷960－1地先から島根県との県境まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;">鳥取市気高町八束水字鶴木谷755－1地先から同市青谷町字阿がき295－1地先を経て東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821－1地先まで</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間	略		一般国道9号	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字二ノ御建山下1953－8地先から同郡北栄町東園字沖稲場763－1地先まで		西伯郡大山町名和字西菖蒲谷960－1地先から島根県との県境まで		鳥取市気高町八束水字鶴木谷755－1地先から同市青谷町字阿がき295－1地先を経て東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821－1地先まで
路線名	区 間																				
略																					
一般国道9号	鳥取市気高町八束水字鶴木谷755－1地先から同市青谷町字阿がき295－1地先を経て東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821－1地先まで																				
	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字二ノ御建山下1953－8地先から同郡北栄町東園字沖稲場763－1地先まで																				
	東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚1554地先から西伯郡大山町八重字萱尾781－2地先まで																				
路線名	区 間																				
略																					
一般国道9号	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字二ノ御建山下1953－8地先から同郡北栄町東園字沖稲場763－1地先まで																				
	西伯郡大山町名和字西菖蒲谷960－1地先から島根県との県境まで																				
	鳥取市気高町八束水字鶴木谷755－1地先から同市青谷町字阿がき295－1地先を経て東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821－1地先まで																				

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">西伯郡大山町名和字西菖蒲谷960 －1地先から島根県との県境まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>3及び4 略</p> <p>5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路線名</th> <th style="width: 80%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">一般国道9号</td> <td>鳥取市気高町八東水字鶴木谷755－1地先から同市青谷町字阿がき295－1地先を経て東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821－1地先まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚1554地先から西伯郡大山町八重字萱尾781－2地先まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>西伯郡大山町名和字西菖蒲谷960－1地先から島根県との県境まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(6) 略</p>		西伯郡大山町名和字西菖蒲谷960 －1地先から島根県との県境まで	略		路線名	区 間	略		一般国道9号	鳥取市気高町八東水字鶴木谷755－1地先から同市青谷町字阿がき295－1地先を経て東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821－1地先まで		東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚1554地先から西伯郡大山町八重字萱尾781－2地先まで		西伯郡大山町名和字西菖蒲谷960－1地先から島根県との県境まで	略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>3及び4 略</p> <p>5 条例第3条第1項第3号の知事が指定する地域は、次に掲げる地域（前項に掲げる地域を除く。）とする。</p> <p>(1) 次に掲げる道路の両側500メートルを超え、1,000メートル以内の地域で当該道路から展望できる場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路線名</th> <th style="width: 80%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">一般国道9号</td> <td>西伯郡大山町名和字西菖蒲谷960－1地先から島根県との県境まで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鳥取市気高町八東水字鶴木谷755－1地先を経て東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821－1地先まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(6) 略</p>			略		路線名	区 間	略		一般国道9号	西伯郡大山町名和字西菖蒲谷960－1地先から島根県との県境まで		鳥取市気高町八東水字鶴木谷755－1地先を経て東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821－1地先まで	略	
	西伯郡大山町名和字西菖蒲谷960 －1地先から島根県との県境まで																														
略																															
路線名	区 間																														
略																															
一般国道9号	鳥取市気高町八東水字鶴木谷755－1地先から同市青谷町字阿がき295－1地先を経て東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821－1地先まで																														
	東伯郡琴浦町大字槻下字五郎塚1554地先から西伯郡大山町八重字萱尾781－2地先まで																														
	西伯郡大山町名和字西菖蒲谷960－1地先から島根県との県境まで																														
略																															
略																															
路線名	区 間																														
略																															
一般国道9号	西伯郡大山町名和字西菖蒲谷960－1地先から島根県との県境まで																														
	鳥取市気高町八東水字鶴木谷755－1地先を経て東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字又四郎開1821－1地先まで																														
略																															

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

平成23年度とっとり県政だよりの印刷業務 1回につき208,000部 12回発行

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあっては、入札書に記載された金額）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有するものは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その区分が印刷類の一般印刷に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成23年3月4日（金）午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。

- (3) 平成23年2月25日（金）から同年3月30日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室

## 4 入札手続

- (1) 入札に関する書類又は競争入札参加資格審査の申請書類の提出先又は問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

- (2) 調達物品の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県統轄監広報課広報紙担当

電話 0857-26-7840

- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成23年2月25日（金）から同年3月8日（火）までの間に、インターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成23年2月25日（金）から同年3月8日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 入札日時

平成23年3月28日(月)午前11時から同月30日(水)正午まで(ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月29日(火)午後5時までとする。)

## イ 開札日時

平成23年3月30日(水)午後1時

## ウ 場所

(1)に同じ。

## 5 入札者に要求される事項

## (1) 入札

ア 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

イ 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、平成23年3月16日(水)午後5時までに次に示すところにより提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類が電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することを認める。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(3) 入札者は、(2)の事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、調達手続特例規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(2)の書類を提出するときに、電子証明書が必要となること。

## (7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告において示した物品に係る平成23年度予算が成立しなかったときは、入札は行わない。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Printing of “Tottori Kensei Dayori” (Prefectural newsletter) ,208,000×12copies distributed

(2) March 16, 2011 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 30, 2011 Noon : Time-limit for submission of tenders

March 29, 2011 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts  
Contracts and Supplies Office Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi  
680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7431, 7432 or 7433